

別表（４（３）関係）

健康づくり応援団員認定基準

次の各表に掲げる審査項目について、その状況を審査項目に対する該当事項記載表（様式６）に基づいて確認し、各表にすべての項目を満たした者を認定する。

なお、各審査項目の解釈は、審査項目に対する該当事項記載表（様式６）による。

1 運 動

対 象	運動の普及活動を行っている団体及び個人
審査項目	<p>(1) 普及活動 地域での行事等において運動の普及活動を行っている。</p> <p>(2) 資格要件 個人の場合にあっては本人が、団体の場合にあっては構成員のうち1名以上が、公的機関による資格を有する者又は健康政策課長がそれに準ずるものとして認める者であること。</p> <p>(3) 情報発信 県が健康づくりに関する情報発信の依頼をした場合に、協力する意思があること。</p>

2 食 事

対 象	食生活支援活動を行っている団体及び個人
審査項目	<p>(1) 普及活動 地域での行事等において食生活支援活動を行っている。</p> <p>(2) 資格要件 個人の場合にあっては本人が、団体の場合にあっては構成員のうち1名以上が、公的機関による資格を有する者又は健康政策課長がそれに準ずるものとして認める者であること。</p> <p>(3) 情報発信 県が健康づくりに関する情報発信の依頼をした場合に、協力する意思があること。</p>

3 禁 煙

対 象	受動喫煙防止、禁煙等の普及活動を行っている団体及び個人
審査項目	<p>(1) 普及活動 地域での行事等において受動喫煙防止等の普及活動を行っている。</p> <p>(2) 資格要件 個人の場合にあっては本人が、団体の場合にあっては構成員のうち1名以上が、公的機関による資格を有する者又は健康政策課長がそれに準ずるものとして認める者であること。</p> <p>(3) 情報発信 県が健康づくりに関する情報発信の依頼をした場合に、協力する意思があること。</p>

4 共 通

審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定に係る活動が宗教、政治、営利活動を伴わないこと。 ・ 最近1年以内に定期的な活動を行っていること。
------	--